

市立小学校におけるアレルギー対応について

小学校におけるアレルギー対応は「茨木市学校給食等における食物アレルギー対応マニュアル」に基づき実施しています。

茨木市学校給食等における食物アレルギー対応マニュアル（抜粋）

2 各学校における対応

2-1 アレルギー対策委員会の設置

○目的

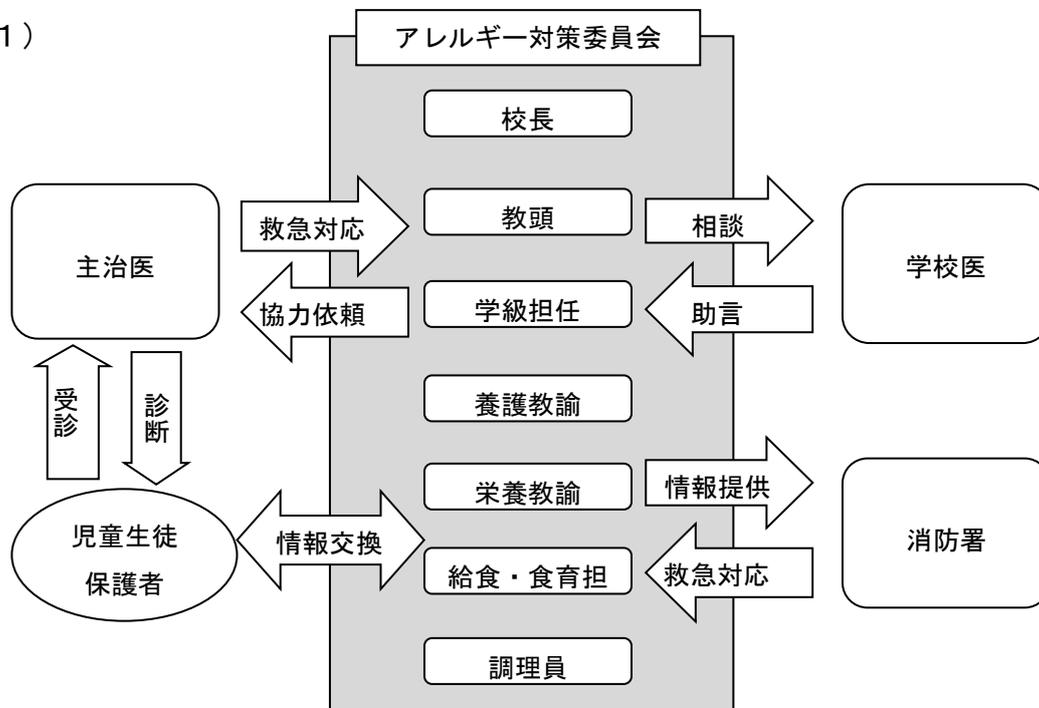
食物アレルギーを有する児童生徒の保護者との面談または聞き取りにより、医師の指示や家庭での対応の様子等を把握したうえで、新入生・在校生全体の状況を勘案し、食物アレルギー対応を決定する。

○構成員

校長、教頭、学年代表、学級担任、家庭科専科（教諭）、養護教諭、栄養教諭等、給食・食育担当教諭、調理員、部活動顧問等、その他学校で必要と思われる職員

2-2 情報共有体制と関係職員の役割分担

（図 1）

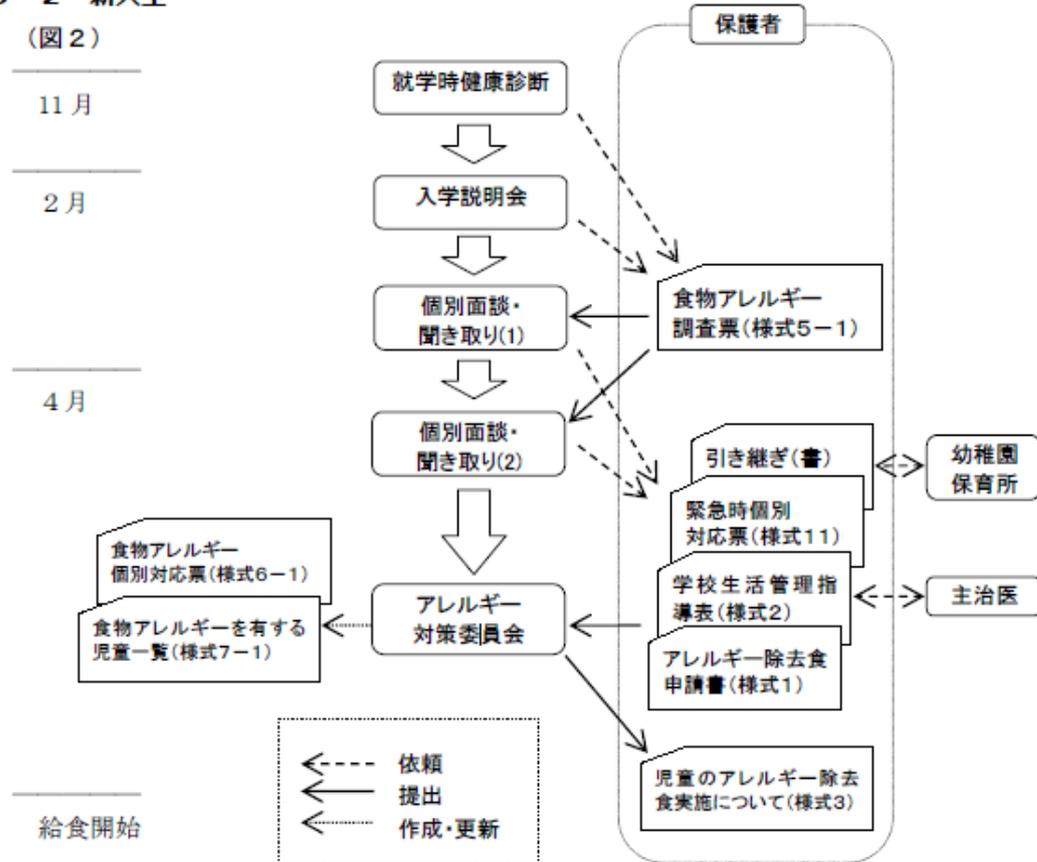


茨木市学校給食等における食物アレルギー対応マニュアル（抜粋）

3 食物アレルギーを有する児童の把握（小学校）

3-2 新入生

(図 2)



5-1 小学校給食における食物アレルギー対応の考え方

【除去食対応】

- (1) 原因食品を摂取することにより、アレルギー症状がでる者
- (2) 医師の検査、診断により食物アレルギーと判定された者
- (3) 家庭において、除去食等の対応が行われている者

【除去する食品】

- ・鶏卵及びうずら卵を原則
- ・それ以外の対応については、学校長が教育委員会と協議し、実施を検討
- ・その他、飲用牛乳、パン、ごはんの停止も可能



名前シール